

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

京都厚生年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間のうち平成15年6月20日、同年12月19日及び16年6月21日は2万4,000円、同年12月19日は2万5,000円、17年6月20日は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月19日
⑤ 平成17年6月20日

A株式会社に勤務している期間のうち、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月及び17年6月に支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与額に係る届出が社会保険事務所（当時）になされなかったため、当該標準賞与額に係る記録が無い。申立期間に係る賞与支給明細書の写しを提出するので、申立期間について標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された各申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人に支給された賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間①、②及び③は2万4,000円、申立期間④は2万5,000円、申立期間⑤は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間のうち平成15年6月20日は1万3,000円、同年12月19日及び16年6月21日は1万4,000円、同年12月19日及び17年6月20日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月19日
⑤ 平成17年6月20日

A株式会社に勤務している期間のうち、平成15年6月、同年12月、16年6月、同年12月及び17年6月に支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与額に係る届出が社会保険事務所（当時）になされなかったため、当該標準報酬月額に係る記録が無い。申立期間に係る賞与支給明細書の写しを提出するので、申立期間について標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された各申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人に支給された賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は1万3,000円、申立期間②及び③は1万4,000円、申立期間④及び⑤は21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間のうち平成15年12月19日は2,000円、16年6月21日は9,000円、同年12月19日及び17年6月20日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年6月21日
③ 平成16年12月19日
④ 平成17年6月20日

A株式会社に勤務している期間のうち、平成15年12月、16年6月、同年12月及び17年6月に支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該標準賞与額に係る届出が社会保険事務所（当時）になされなかったため、当該標準報酬月額に係る記録が無い。申立期間に係る賞与支給明細書の写しを提出するので、申立期間について標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された各申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人に支給された賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間①は 2,000 円、申立期間②は 9,000 円、申立期間③及び④は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 20 日

A株式会社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該標準賞与額に係る届出が社会保険事務所（当時）になされなかったため、当該標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る賞与支給明細書の写しを提出するので、申立期間について標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 2007 (事案 438 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 29 日まで

私は、昭和 39 年 4 月ごろから 42 年 3 月 29 日まで、A 市 B 区 C 町にあった D 製材所か E 材木店に勤務していた。事務担当者が、社会保険の手続きをしておくと言っていたのに、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

前回では、合名会社 D になっているが、製材ではなく梱包の仕事をしていたので、製材所ではなく材木店であったと思われるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、合名会社 D の事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認できないこと、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は記載されていないこと及び雇用保険の加入記録も確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料の提出は無いが、仕事内容は製材ではなく木材の梱包を行っていたことから、勤務していたのは合名会社 D ではなく E 材木店であるとして、申立てに係る事業所について変更している。

しかし、E 材木店は厚生年金保険の適用事業所としてオンライン記録に見当たらない上、昭和 38 年当時の住宅地図においても申立人が主張する所在地には当該事業所の記載が無いことから当該事業所の存在については確認できない。

また、申立人が主張する所在地地区の木材協同組合の会長であり、申立期間当時、合名会社Dと同様に製材業を営んでいた事業主に照会したところ、「D製材所は存在していたが、E材木店が存在していたかどうかは記憶に無い。近辺では、当時、合名会社Dの親族が経営し、梱包の仕事をしていたF製材所という事業所が存在していた。また、現在は、別の親族が経営しているG製材株式会社が梱包の仕事をしている。」と供述しているため、F製材所及びG製材株式会社について調査した。

F製材所については、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、当時の事業主は既に亡くなっている上、当該事業所は昭和43年7月1日に適用事業所でなくなっており、関連資料は無く、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できない。

また、F製材所に勤務していた複数の元従業員に照会をしたが、申立人の勤務実態等を確認できる供述は得られなかった。

さらに、F製材所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、訂正等の不自然な記載も見当たらない。

次に、G製材株式会社については、商業登記の記録が確認できないため事業主を特定することができず、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、訂正等の不自然な記載も見当たらない。

また、G製材株式会社の元従業員に照会をしたが、申立人の勤務実態を確認できる供述は得られなかった。

さらに、F製材所及びG製材株式会社においても、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2008 (事案 336 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から48年3月31日まで

私は、夫と一緒に、昭和43年3月1日から54年7月31日まで、株式会社Aに勤務していた。ところが、年金記録は、昭和48年4月1日から54年8月1日までしか無い。昭和43年3月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

前回の調査で、元役員が供述しているが、疑義があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認できず、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は、日雇いから正社員に登用された昭和48年4月1日からとなり、雇用保険の加入記録も社会保険庁(当時)の記録と一致しているとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てにおいて、株式会社Aの元役員が「厚生年金保険に加入させていたのは正社員のみであり、木材の運搬・積載など雑務を行う者は日雇い扱いとしており、女性は通常正社員にはしていなかった。」と供述していることについて、申立期間当時の実態と異なっていると主張している。

そこで、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、女性の厚生年金保険被保険者を調査したところ、事務担当者及び役員につ

いては確認できるものの、申立人と同様に現場の雑務を行っている者で被保険者となっている者は確認することはできなかった。

また、当該事業所において、申立人より以前に厚生年金保険被保険者資格を取得していた女性従業員は全員既に亡くなっている上、回答のあった元従業員からも申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立人及びその夫以外に2組の夫婦が同様に働いていた旨主張しており、その姓のみ記憶しているが、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、2組とも申立人の記憶と一致する同姓の男性の記録は確認できるものの、女性については確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 21 日から 35 年 1 月 21 日まで

私は、A株式会社B支店に、昭和 29 年 6 月 1 日に入社してから 38 年 4 月 26 日に退社するまで継続して勤務していたが、ねんきん特別便の加入記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立期間において、申立人がA株式会社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社B支店は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成 10 年 5 月 1 日には廃業しており、後継のA株式会社C支店に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 11 名のうち 10 名が申立人と同日に被保険者資格を喪失しており、そのうち、申立人を含む 7 名の従業員に被保険者期間の欠落がみられることから、同社の事業主は、理由は不明であるが、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 30 年 2 月 21 日に被保険者資格を喪失し、35 年 1 月 21 日

に被保険者資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致する上、申立期間前後の健康保険の整理番号は*番と*番と異なっている。

また、上記の元同僚の供述においても、申立人が勤務していたこと以外に、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月 13 日から同年 10 月 21 日まで
② 昭和 57 年 12 月 30 日から 58 年 4 月 4 日まで

申立期間①について、A株式会社B製作所内の外注工場に勤務し、昭和55年2月13日からそれを引き継いだC株式会社（現在は、D株式会社）に勤務しており、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を訂正してもらいたい。

なお、A株式会社B製作所の通門証を所持している。

申立期間②について、E株式会社（現在は、D株式会社）に昭和57年12月30日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する通門証、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、C株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その業務を引き継いでいるD株式会社では、申立期間当時の労働者名簿や賃金台帳等が保管されていないため、申立期間における、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人と同様に資格取得日が昭和55年10月21日である同僚に照会を行ったところ、回答があった5人のうち3人は「入社後、すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と供述していることから、申立期間当時、

当該事業所は必ずしも社員全員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者としての記録が有る同僚10人に照会したところ、5人から回答が有ったが、全員が申立人を記憶していない上、そのうち一人は、「同社では試用期間が有り、入社後3か月ぐらいいしてから厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、E株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その業務を引き継いでいるD株式会社では、申立期間当時の労働者名簿や賃金台帳等が保管されていないため、申立期間における、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間のE株式会社に係る上記の被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 26 日から平成 9 年 2 月 25 日まで
申立期間について、A株式会社、株式会社B及びC株式会社の役員として勤務し、3社合計して月額 200 万円ほどの給料をもらっていた。「市民税・府民税特別徴収税額の通知書」により、社会保険料控除額が確認できるので、申立期間について厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社、A株式会社及び株式会社Bの複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がこれらの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C株式会社、A株式会社及び株式会社Bは、「申立期間当時の給与台帳等の書類を保管しておらず、当時の状況については不明である。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、C株式会社、A株式会社及び株式会社Bの事務を一括して担当していた同僚は、「当時、従業員については役員を含め、経営上の必要からグループ会社間を転籍させ、それに伴い厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と供述しており、申立てに係る事業所の役員については、その在任期間と厚生年金保険被保険者期間が一致しない者や、被保険者記録が無い者が見受けられるなど、役員については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、C株式会社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、平成元

年10月1日であり、申立期間の一部について適用事業所ではないことが確認できる上、同社に係るオンライン記録には、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、上記の被保険者名簿の申立人の欄には被保険者資格取得日「45.9.1」、被保険者資格喪失日「47.9.26」と記載され、備考欄には健康保険証が返却されたことを示す「証返 47/10」の記載が確認できる。

株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が所持する昭和56年度から62年度までの「市民税・府民税特別徴収税額の通知書」に記載されている社会保険料控除額は、申立人が主張する報酬月額に係る標準報酬月額に基づいて算出される健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と大きく異なっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 6 月 27 日まで
② 昭和 44 年 6 月 27 日から 48 年 11 月 16 日まで

申立期間当時に入院した際、会社の事務員から、「あなたの給与は 10 万円以上であるので、少なくとも傷病手当金は 6 万円はある。」と言われ、その後、再就職する際にもらった再就職支度金は、21 万円から 22 万円だったと記憶している。当時の生活状況から考えても、標準報酬月額の記録は間違っていると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の給与は月給 10 万円以上であり、当時、事業所の事務員からもその旨を聞かされたと主張している。

しかしながら、申立期間①の事業所である A 株式会社は既に解散しており、申立期間②の事業所である株式会社 B は、「同族企業であった A 株式会社を含め調べたが、申立期間当時の賃金台帳を保管しておらず、申立人の給与から控除していた厚生年金保険料は確認できないが、記録どおりの標準報酬月額に基づく控除をしていたと思う。」と供述しており、申立期間①及び②について、事業主が届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料よりも高額な保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立期間①及び②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額の記載は、オンライン記録と一致していることが確認でき、訂正等の形跡は無いことから、社会保険事務所（当時）の処理に不自

然さほうがえない。

このほか、申立期間①及び②について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 20 日から 30 年 3 月 24 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 30 年 3 月 24 日から 38 年 12 月 21 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 7 月 19 日まで
(C 局)
④ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
(C 局)

申立期間①及び②について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

申立期間③及び④について、昭和 39 年 8 月 3 日から 41 年 2 月 1 日まで 6 か月ごとの契約で C 局に連続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 5 月 7 日に支給決定されている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを意味する「回答済 39. 2. 15」が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間③及び④について、C局は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その業務を引き継いでいるD株式会社には、申立期間当時の労働者名簿や賃金台帳等が保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、C局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同様の記録が有る同僚 13 人に照会し、うち 9 人から回答があったが、申立人の在籍期間や申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間③について、申立人と同じ昭和 39 年 8 月 3 日に被保険者資格を取得している者が 49 人みられるが、申立人が被保険者資格を喪失している 40 年 2 月 1 日までにこれら全員が資格喪失しており、申立期間④について、申立人と同じ同年 7 月 19 日に被保険者資格を取得している者が 31 人みられるが、申立人が被保険者資格を喪失している同年 10 月 1 日までにこれら全員が資格喪失していることが確認できる上、申立期間③前後の健康保険の整理番号は*番と*番と異なっており、被保険者資格の取得及び喪失の手続について不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2014(事案 779 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から31年1月31日まで
私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i)申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す支給金額、支給年月日である「7,936円、31.3.5」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日はオンライン記録に一致していること、ii)申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立内容は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いとする主張のみであり、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。